

米田のFP通信



ちょっと気になる「保険」や「年金」についての話題をお届けします。



ご挨拶

新年度になりました

春は進学、進級の季節ですね。卒業、進学をしたご家庭もあると思います。おめでとうございます。3年ぶりにマスクがない式典で一層晴れやかな気持ちになったのではないのでしょうか？

卒業、進学をした場合、保険や保障額を見直した方がよいケースもあります。年に一度、この時期には加入している保険や年金の確認をしておいた方がよいでしょうか？



今月号のちょっと気になるお金のコラム

受取る人がいない相続財産、10年以上取引が無い預金、はどうなってしまうのでしょうか？

その金額も驚きです。



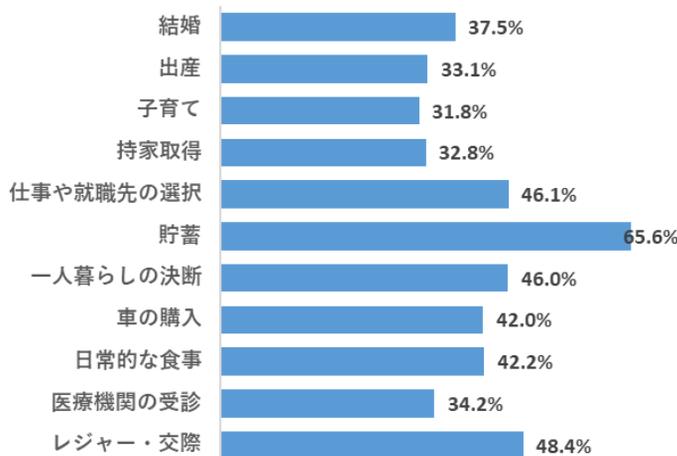
1999年からFP業務を行っています。現在はIFAとして最適な金融商品の選定やアドバイス、加入者の方のライフプラン相談、事業承継や相続、保険相談を中心に活動しています。ドクター、企業の経営者から個人まで年間で200人以上の方の相談をさせていただいています。

株式会社リスマネジメント・ラボラトリー 大阪支店
〒543-0018大阪府天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館 3階
電話06-6766-1511 携帯090-1152-3889 メールyoneda760@rml.co.jp

奨学金アンケート

3月に労働者福祉中央協議会は奨学金や教育費負担に関するアンケート報告書を発表しました。

下図は奨学金の返済が生活設計に与える影響についての回答です。「結婚」「出産」「子育て」などに影響していると答えた人が3割以上です。さらに日常的な食事や医療機関の受診の数字から日常的に負担を感じている人が多いことがわかります。



これだけ負担を感じていても高等教育を受けたことに対して「満足」と感じている人が約75%います。

奨学金の返済方法については出世払い方式なども議論されていますが、小さいお子様がいる方は時間をかけて準備を始めてはいかがでしょうか？

ちょっと気になるお金のコラム

今月はちょっともったいない、と思うお金の話題です。

相続人がいない遺産、647億円

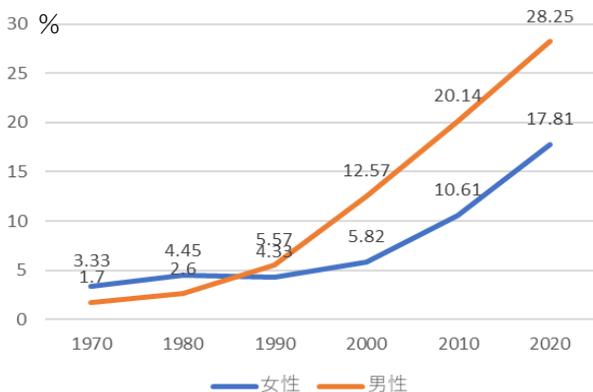
相続人がいないなどの理由で国庫に入る財産額が2021年度は約647億円と過去最高になったそうです（2023年1月23日 朝日新聞）。

相続人が不在でも、遺言書がある場合、その遺言書で指定された人や団体が財産を相続することになります。

遺言書がない場合は、被相続人の「特別縁故者」が財産分与の申立てをすることができます。（「特別縁故者」とは内縁の妻・夫や、介護に携わっていた人などのこと）

遺言書も無く、特別縁故者の申し出も無かった場合、最後は国庫に入ることになります。

下図は50歳時未婚率の推移です（男女共同参画白書 令和4年より）。今後ますます相続人不在の相続財産が増えていくことが予想されます。相続人がいない人はもちろん、いる人も争族にならないよう上手に遺言書を利用すると良いかもしれませんね。



休眠預金、1200億円

休眠預金とは10年間取引が無かった預金のことで、政府広報オンラインによると10年間全く取引が無い預金は毎年約1200億円もあるそうです。

これらのお金は2019年から民間での公益的な活動に使われることになりました。10年経過し、一度休眠預金扱いになった後でも預入をしている金融機関で手続きをすれば引き出すことができます。

ただし郵便局の場合は、平成19年9月30日以前に預けた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は満期後に20年2か月経過した場合一切払戻ができません（民営化により法律が変わったため）。

高齢の方の通帳などは一度確認したほうが良いかもしれませんね。

放置年金、2600億円

会社で確定拠出年金（DC）に加入している人は手続き忘れに注意しましょう。転職や退職の際に移管の手続きを忘れ放置している人が112万人、金額で約2600億円（2022年9月）もあるそうです。

転職や退職で企業型DCの加入資格を失い、6か月以内に手続きをおこなわないと、自動的に国民年金基金連合会に移されます（自動移換）。移された資産は現金として管理されるため、運用されないうえに手数料がかかります。

確定拠出年金の加入者で転職や退職をした人は一度確認しておいてはいかがでしょうか？